

# とくしま県民活動プラザの施設利用について

## 1 とくしま県民活動プラザとは

とくしま県民活動プラザは、ボランティア・NPO・地域づくり活動等の県民の方々の自主的・主体的な社会貢献活動の総合的な支援拠点です。既に活動をしている方々やこれから活動を始めようとしている方々を支援します。

利用に当たっては、一部を除き団体登録が必要です。

## 2 団体登録できる方

- 既に社会貢献活動をしている団体・グループ、又は、これから社会貢献活動をしたい団体・グループ

(法人格を持たないボランティア団体、またはNPO法人であること。)

※ ここでいう「社会貢献活動」とは、ボランティア・NPO・地域づくり活動など「営利を目的とせず、自主的に行う、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動」を言います。ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動、公益を害するおそれのあるものの活動を除きます。また、公立の組織・団体が行っている活動も除きます。

なお、主に徳島県内で活動を行う団体・グループは利用できますが、全国的な組織や県外に活動の拠点を設けている団体・グループでも、構成員の多数が徳島県民である場合は利用できます。

- ※ 既に団体登録をされ、後にNPO法人を除く法人格を取得された団体はその時点で団体登録の抹消となります。今後もプラザを利用される場合、新たに登録手続きが必要となりますので、予めご了承ください。
- ※ プラザの方針に合致しない活動がみられた場合は、団体登録を抹消することがありますので、予めご了承下さい。

＜判断の目安＞不特定かつ多数のものの利益＝「公益の解釈」

趣味、娯楽、スポーツ、レクリエーション及び生涯学習などの活動を行う場合、構成員の親睦や共益・互助、趣味・学習のために行われる活動は、対象が特定されているので社会貢献活動から除かれますが、これらの団体等が次のように、対象を広げたり、不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動を行う場合は、公益性があると判断するなど、各活動の状況を総合的に判断して対応します。

＜例＞\*会員制をとっている団体でも会員になるのに特に条件を設けていない場合

\*活動の対象が現在、少数でも、対象者が将来的に広がる可能性がある場合

\*今後、公益的な活動を行うことを目指して活動を行っている場合

### 3 団体登録の手続き

#### ■ 提出書類

- \* 団体登録申請書 (プラザにあります。または、プラザのホームページからダウンロードしてご利用下さい。)
- \* 団体の定款、規約及びパンフレット等活動の内容が分かるもの
- \* 会員(役員)名簿 (氏名と会員総数がわかるもの)
- ※ 団体の代表の方(代表者もしくは連絡担当者)の身分証明書(運転免許証など)を提示してください。原則として来館による受付です。

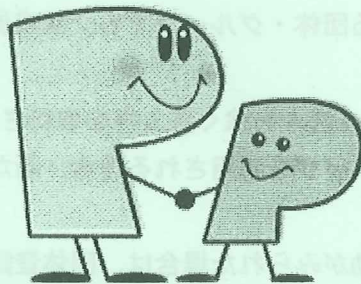
#### ■ 団体登録をすると

- ① 「団体登録証」を発行します。
- ② 会議室、作業室、貸メールボックス、貸ロッカー、貸出機器等が利用できます。
  - ※ 利用の際には、「団体登録証」を提示いただきます。
  - ※ 会議室等を電話やFAXなどで申し込むことができます。  
(ただし、利用日の前日18:00までに予約をし、利用までに申込書の提出が必要です。)

※ 団体登録なしでもミーティングコーナー、情報コーナー、掲示コーナーはご利用いただけます。

※ 貴団体の所在地・連絡先として、プラザの住所をご使用にならないで下さい。

プラザの施設利用についてはそれぞれの案内ちらしをご覧ください



お問い合わせはプラザまで

#### とくしま県民活動プラザ

〒770-0873

徳島市東沖洲 2-14 沖洲マリントーミナルビル 1階

電話:088-664-8211

FAX:088-664-5345

E-MAIL:info@plaza-tokushima.com

U R L: <http://www.plaza-tokushima.com>

#### ■開館時間: 10:00~18:00

【会議室・研修室・作業室利用時間】: ・火曜日~土曜日 10:00~21:00  
(第1・2会議室は、10:00~18:00)

・日曜・祝日 10:00~18:00

\*会議室・研修室の利用については、利用日の前日までに要予約。

\*開館日夜間の作業室利用については、利用日の前日までに要予約。

#### ■閉館日: 月曜(祝日の場合はその翌日)、年末年始(12/29~1/3)